

令和6年川辺町議会第2回定例会

令和6年6月4日(火) 午前9時00分開会

議事日程(第1号)

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 (報告第 2号)	令和5年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第 5 (報告第 3号)	令和5年度川辺町水道事業会計予算及び川辺町下水道事業会計予算繰越計算書
日程第 6 (承認第 6号)	専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》
日程第 7 (承認第 7号)	専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》
日程第 8 (承認第 8号)	専決処分について承認を求める件《川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》
日程第 9 (承認第 9号)	専決処分について承認を求める件《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》
日程第10 (承認第10号)	専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算(専決第1号)》
日程第11 (議案第23号)	川辺町税条例の一部を改正する条例
日程第12 (議案第24号)	岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
日程第13 (議案第25号)	令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)
日程第14 (議案第26号)	令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 (議案第27号)	令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第16 (議案第28号)	令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第17 (議案第29号)	令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	5 番 佐伯 雄幸
7 番 市原 敬夫	8 番 櫻井 芳男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前 9時00分)

◎議長(桜井真茂君) 開会の前に、先月5月22日に、当川辺町議会議員が、飲酒運転で事故をしたことについて、町民の皆様、また、トラックの相手方と、心からお詫び申し上げます。

先般、面会に行ってきましたが、本人は、かなり反省をしておりました。700票あまりの票を町民から頂き、同僚議員にも4名の方の名前を出されておられました。また、執行部の課長さん方には、大変丁寧な説明を受け、感謝致しておりますということでございました。

今後はどうなるかわかりませんが、辞職願が出ております。後ほど、報告案件で報告をさせていただきますが、今後とも、議会基本条例、倫理条例に基づいて、川辺町議会8名でしばらくの間、二元代表制の元、行ってまいります。皆様におかれましても、町民の付託に応えられるよう、努力してまいります所存でございます。

まずもって、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。申し訳ございませんでした。

皆さん、おはようございます。令和6年川辺町議会第2回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第2回川辺町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。感染症防止対策として、自席で発言される場合は、飛沫防止をするため、着座にて行ってください。また、議場内換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いいたします。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 本日ここに、令和6年川辺町議会第2回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたり何かとお忙しい中、早朝よりご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日々、町政の推進に格別なるご理解とご協力、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先ほど議長からコメントがございました件ですけれども、議長からも飲酒運転の根絶は町民の共通の願いであるというようにお話がございましたが、私もまったく同感でございます。飲酒運転は一步間違えば、人の生命や財産を奪ってしまう大変危険な行為です。今後、このような過ちを繰り返さないよう、議会と執行部が協力し、議員、町職員も含め、改めて綱紀肅正に努めてまいりたいと考えております。

次に「消滅可能性自治体」についてです。テレビや新聞などでも報道されておりましたので、目にされた方も多いと思いますが、去る4月24日、民間の有識者グループ「人口戦略会議」が「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」の中で「消滅可能性自治体」を発表しました。当該レポートは令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について分析を行ったものです。消滅可能性自治体は20歳から39歳の若年女性人口に着目し、2020年から2050年までの30年間でこの若年女性人口が50%以上減少する自治体と定義されており、全国では全体のおよそ4割にあたる744の自治体が、岐阜県内では42市町村のうち16の市町村が消滅可能性自治体とされました。川辺町はどうだったかと言いますと、消滅可能性自治体には該当しませんでした。若年女性人口の変化率は42.5%であり、楽観できない結果であると感じております。

また、日本の総人口は2020年の国勢調査による1億2,615万人を出発点とすると、2070年には8,700万人まで減少し、65歳以上人口が全体の約4割へと上昇すると推計されており、生産年齢人口の減少と超高齢化社会への突入が見込まれます。このような状況を鑑みますと、川辺町の持続可能性を高めるため、引き続き切れ目のない子育て支援や定住促進、若者の活躍の場づくりに取り組んでいかなければならないと改めて感じたところでございます。

次に、今夏の、今年の夏の町のイベントについてです。新型コロナウイルスが5類に移行され1年が経過し、さまざまなイベントがコロナ禍前と同規模で開催できるようになりました。

今月9日には第12回「かわべ清流レガッタ」を川辺漕艇場にて開催し、町内外から54クルー、350名あまりの選手が出場する予定になっております。例年、派手な格好で出場するクルーも見受けられ、普通のボート大会とは一味違った面白さが見られると思います。町内だけでなく町外からの参加者も多く、大会の目的でもあるボートを通じた交流の場として成功させたいと考えておりますので、ぜひ会場へ足を運んでいただきたいと思っております。

また、7月26日から28日には「第44回全日本中学選手権競漕大会」が川辺漕艇場で開催されます。この大会は全国の中学生を対象とした公式のボート大会で、川辺町での開催は平成23年以来13年ぶりの開催となります。全国各地から選手・監督・関係者など1000名あまりの方が、一千名あまりの方が当町に来町される予定となっており、地元の川辺中学校ボート部からも選手が出場する予定となっております。会場での声援が選手達の励みになりますので、町民の皆さまには会場での応援をぜひお願いしたいと思います。

ボート関係以外では、8月10日に川辺の夏の風物詩である「川辺おどり・花火大会」が開催されます。商工会の皆さまと連携し、来場された方々に楽しんでいただけるよう準備を進めて参りますので、ぜひ、ご家族お誘い合わせのうえお越しく下さい。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件5件、条例案件1件、予算案件5件、その他案件1件の計14案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

◎議長（桜井真茂君） 本日の議事日程はお手元に配付しましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、議席番号7番 市原敬夫君及び8番 石原利春君の2名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月24日、議会運営委員会で決定されたとおり、本日から14日までの11日間にしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間とすることに決定いたしました。それでは、議案等の審議については、第2回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしく申し上げます。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長から議員の辞職について報告します。

去る令和6年5月31日、佐伯瞬議員から、先日の飲酒運転の事故の責任をとり議員を辞職したい旨の辞職願の提出がありました。これを受理のうえ、5月31日をもって辞職

することを5月31日付けで本人宛に許可いたしましたので、会議規則第98条第3項の規定によりご報告いたします。なお、辞職に伴い総務委員会の副委員長が欠員となりましたので、新たに副委員長として櫻井芳男君が選任されておりますので、併せて報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配付のとおり、「令和6年3月21日 川監第33号」、「令和6年4月23日 川監第2号」、「令和6年5月21日 川監第4号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号「令和5年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 報告第2号「令和5年度川辺町一般会計繰越明許費繰越計算書」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第2号は終了しました。

日程第5 報告第3号「令和5年度川辺町水道事業会計予算及び川辺町下水道事業会計予算繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長（渡辺英樹君） 報告第3号「令和5年度川辺町水道事業会計予算及び川辺町下水道事業会計予算繰越計算書」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第3号は終了しました。

日程第6 承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 林正和君。

◎住民課長（林正和君） 承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」について説明。

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第7号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。税務課長 横田博生君。

◎税務課長(横田博生君) 承認第7号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」について説明。

◎議長(桜井真茂君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第7号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第8号「専決処分について承認を求める件《川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長(鈴木秀樹君) 承認第8号「専決処分について承認を求める件《川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》」について説明

◎議長(桜井真茂君) これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第8号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分について承認を求める件《川辺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例》」は、承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第9号「専決処分について承認を求める件《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） 承認第9号「専決処分について承認を求める件《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第9号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分について承認を求める件《川辺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例》」は、承認することに決定いたしました。

◎議長（桜井真茂君） 日程第10 承認第10号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。税務課長 横田博生君。

◎税務課長（横田博生君） 承認第10号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第10号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「専決処分について承認を求める件《令和6年度川辺町一般会計補正予算（専決第1号）》」は、承認することに決定いたしました。

◎議長（桜井真茂君） ここで、議場内換気のため休憩に入りたいと思います。再開を10時05分と定め、休憩といたします。

（休憩 午前 9時50分）

（再開 午前10時05分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第11 議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」、日程第12 議案第24号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」の、2件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第23号及び議案第24号について、一括してご説明申し上げます。

始めに、議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。本件につきましては、公益信託に関する法律の全部改正及び所得税法等の一部改正により、新たな公益信託制度が創設されます。これに伴い、公益法人等に係る町民税の課税の特例措置を廃止するほか、当該法令を引用しております条項のずれを改めるなど、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第24号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」について、ご説明申し上げます。本件につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約」の一部を改正するものでございます。改正内容は、現行の健康保険証等が令和6年12月2日に廃止となり、原則マイナ保険証へ移行するとなることに伴い、マイナンバーカードを持たない方へ発行する、資格確認証等の規定について改正するものでございます。

以上、2議案につきまして、一括してご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



お諮りします。議案第23号及び議案第24号の2件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号及び議案第24号の2件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第25号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」、日程第14 議案第26号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第15 議案第27号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第16 議案第28号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第17 議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」の5件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第25号から議案第29号まで、各会計の補正予算案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第25号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」につきましては、既定の予算額に1億7千979万9千円を追加し、予算総額を、54億5千664万1千円とするものでございます。

併せて、地方債補正では、町道新設・改良事業及び町道関街道線法面防災維持修繕事業を変更するものでございます。

主な補正の内容につきましては、昨今の物価高騰の影響を受けておられる町民の皆様の可処分所得を増やすための給付金、定額減税一体支援に対応する事業といたしまして、低所得世帯支援給付金並びに所得税・住民税において、定額減税を全額控除し切れない方に対する調整給付金にかかる所要額を計上させていただいております。

なお、この給付金にかかる財源といたしましては、国から交付される「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用させていただくこととしております。

そのほかの補正内容といたしましては、65歳以上の、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するためのワクチン接種事業費を増額するほか、町道新設・改良事業等の財源として国から交付される「社会資本整備総合交付金」、「防災安全交付金」の内示に伴い、財源並びに事業費の見直しに係る補正額を計上させていただいております。

また、人事異動等に伴う人件費についても減額の補正をさせていただいております。

なお、今回の補正に伴う財源の不足分は、歳入の繰越金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第26号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既定の予算額に、54万5千円を追加し、予算総額を10億2千115万6千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、ご本人が保有するマイナンバーとマイナンバーカードの保険証利用登録の確認を行っていただくため、今年8月の被保険者証更新時に、マイナンバー下4桁を記載した通知書の作成などを行う国民健康保険システム改修委託料を追加するもので、これに伴う歳入は全額国庫補助金の増額で対応させていただいております。

次に、議案第27号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、既定の予算額から1万1千円を減額し、予算総額を9億3千905万6千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正であり、これに伴う財源調整は、繰越金の減額で対応させていただいております。

次に、議案第28号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で55万4千円、収益的支出で56万円をそれぞれ減額し、資本的収入で670万7千円、資本的支出で1千194万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、比久見地内の善教寺線老朽配管更新に伴う工事費及び工事負担金を新たに計上するとともに、人事異動による人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入で99万3千円、収益的支出で99万8千円をそれぞれ減額し、資本的収入及び資本的支出でそれぞれ14万6千円を増額するものでございます。

補正内容につきましては、人事異動による人件費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（桜井真茂君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号から議案第29号までの5件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第29号までの5件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、6月5日から6月13日までの9日間を休会にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、6月5日から6月13日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。次回は、6月14日、金曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

(閉会 午前10時15分)

令和6年川辺町議会第2回定例会

令和6年6月14日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 (議案第23号) 川辺町税条例の一部を改正する条例  
日程第 3 (議案第24号) 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約  
日程第 4 (議案第25号) 令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 5 (議案第26号) 令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第 6 (議案第27号) 令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第 7 (議案第28号) 令和6年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第 8 (議案第29号) 令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 桜井 真茂	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	5 番 佐伯 雄幸
7 番 市原 敬夫	8 番 櫻井 芳男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	白村 茂
参 事	井上 健	総務課長	重本 佳明
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	平岡 善伸
税務課長	横田 博生	住民課長	林 正和
健康福祉課長	井戸 陽子	産業環境課長	井戸 績
基盤整備課長	渡邊 明弘	教育支援課長	鈴木 秀樹
生涯学習課長	佐伯 毅彦	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 渡辺 保彦

(開会 午前9時00分)

◎議長（桜井真茂君） 皆さん、おはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行って下さい。また、議場内換気のため、休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一问一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は、自席から着座にて行ってください。それでは、一般質問を始めます。議席番号9番 桜井芳男君。

◎9番（桜井義男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。

今回一般質問する内容は、「川辺町社会福祉協議会について」です。町長、健康福祉課の担当の方に回答を求めるものです。では始めます。

去る令和5年12月議会において、川辺町社会福祉協議会に関して一般質問をいたしました。質問の趣旨は、「社会福祉協議会は営利法人ではないと考えておりました。川辺町の福祉行政を担う組織として重要であり、必要不可欠な組織であると考えております。川辺町として、どのように社会福祉協議会の改善計画を認識し、また支援していくのかということ」を質すものでありました。執行部の答弁は、「町と社会福祉協議会は、ともに地域住民の福祉の向上を目指す方向性は一致しており、それぞれの立場から町の社会福祉を担っており、重要な組織と認識している。現在、社会福祉協議会は経営改善が進められており、改善を担う『組織体制の再構築』等を確立し、良好なサービスを受けられるよう指導助言をしていく」とのことでした。

「組織体制の再構築」につきましては、責任の所在を明確にするために必要とすることで、組織再編の組織図等の説明がありました。しかし、最近、有能なベテラン職員等の退職を耳にいたしました。また、これまでも数人の退職者が出ていると聞き及んでおります。この状況は担い手がいなくなり、延いては福祉行政サービスの質の低下を招くことになると考えられます。組織再編はしたものの責任の担い手がいなくなれば絵に描いた餅です。

また、先月5月17日の議会行政連絡会議で当該社協の経営改善の経過報告があり、黒字化が進んでいる等の報告がありました。しかし職員の退職があれば人件費が浮く訳ですから黒字化に推移することは自明の理です。

繰り返しますが当該法人は営利法人ではありません。このような状況の下、前回の質問から半年経過した現在、町長以下関係担当者は、今後の川辺町の福祉行政の担い手である川辺町社会福祉協議会の行く末をどのように認識されているのか。また、今後の川辺町の地域福祉の展望をどのように考えておられるのかを、答弁を求めます。

◎議長（櫻井真茂君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それでは、「社会福祉協議会について」お答えいたします。

議員仰せのとおり、町と川辺町社会福祉協議会は、ともに福祉の向上を目指す方向性は一致しており、それぞれの立場から町の社会福祉を担っている重要な組織です。しかしながら川辺町社会福祉協議会は、令和5年度、苦しい経営が明るみとなったため、「組織体制の再構築」「介護事業所の環境整備」の2点を課題といたしまして経営改善に取り組み、現在も継続しているところでございます。

それでは、1点目の川辺町社会福祉協議会の行く末の認識についてお答えいたします。

社会福祉協議会では、令和5年7月の臨時会で議決いただいた予算を活用し、事務局長、会計責任者を新たに採用し、組織体制のあり方を見直すとともに、コンサルタントからの指導を受け、先進地の視察、事業所内での継続的な会議、好事例を参考にしながらの意見交換など努力を重ねています。同時に経営改善に必要と認めた「いきいきデイサービス」等の施設修繕や作業効率の改善、人員の見直し等を進め、その経過報告は、社会福祉協議会が令和6年5月に発行した情報誌「やすらぎ121号」にて掲載されているとおりであります。

また、議員仰せのとおり、それぞれの事情によるものではございますが、社会福祉協議会において何名かの職員の離職がありました。社会福祉協議会は個別の法人格を有し、町とは別組織であることから、人事や経営には直接関与することはできませんが、町といたしましては、地域福祉に関する予算の範囲内で職員を採用することを認めており、地域福祉に関する人員不足、福祉行政サービスの質の低下とならないよう支援するところでございます。

今、まさに社会福祉協議会は経営改善の真最中であり、各部門や事業所が一丸となって取り組んでいるという声や報告を聞いております。社会福祉協議会の行く末が衰退しないよう、社会福祉協議会には、先を見据えた計画的な事業の見直しの指導を行うとともに、引き続き連携会議等を月1回実施いたしまして、進捗状況を確認し、安定した経営に向けた取り組みを中長期的に見ていくことが重要だと考えています。

2点目の川辺町の地域福祉の展望についてお答えいたします。

川辺町におきましては、第3期川辺町地域福祉計画を策定しており、まさにこの計画こそが川辺町の地域福祉の展望でございます。今年度、第3期川辺町地域福祉計画の終期を迎えるため、令和7年度からの第4期計画策定を行っているところでございます。第4期計画では引き続き高齢者の増加、身寄りのいない単身者の増加、生活困窮者の増加、ひきこもり、こどもの貧困、障がいをお持ちの方への支援など誰ひとり取り残さない地域共生社会をめざすため、様々な課題に対して基本理念、基本目標を定め具体的な取組について計画をし、PDCAサイクルで検証していく予定でございます。

また、社会福祉協議会の役割は、本計画の「計画の推進体制」の中で地域福祉の推進を図る中核として位置付けており、行政と協働し、地域福祉推進の両輪となるよう、住民や関係機関、関係団体などの調整を行っていくことを求めています。

町は、どちらかといえば、制度に基づく福祉サービスを提供することが主体となりますが、社会福祉協議会は、高齢者や障がい者等の地域での自立した生活を支援するためのサービス提供のほか、町民の福祉ニーズにこたえるために創意工夫を重ね、独自の事業に取り組んでいるのが特徴です。

計画にもありますとおり、町と社会福祉協議会は地域福祉推進の両輪であり、お互いの得意分野を生かしながら、現行の仕組みでは対応しきれない諸課題に対応できるよう、相互に協力して地域福祉の推進、充実させていくことが必要と考えています。

いずれにしても、今後ますます複雑化する地域福祉を推進するためには、社会福祉協議会との連携は勿論のこと、住民の皆さまとの協働が最も重要だと考えております。まさに人づくりです。官民が一体となることで、「誰もが安心して住み慣れた川辺町で生活できる」ように支援をして、継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎9番（櫻井芳男君） 議長、再質問。

◎議長（櫻井真茂君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 3点ですね、お願いしたいです。

まず1つは、新しく予算化しました事務局長、会計責任者を採用したことについての、功罪と申しますか、結果の状況を町としてどのように把握されているのか。

それから、もう1点、人づくり、まさに人づくりですということですが、今回ベテランの職員の方が辞められて、質が低下するというようなことも聞いておりますので、その人づくりが具体的にどのようにお進めになるのか。

3点目が、町長はこの社会福祉協議会に対してどういうスタンスでおられるのか、ちょっと、お考えをお聞かせ願いたい。その3点です。

◎議長（櫻井真茂君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それでは、今の前段の2点について回答をしたいと思います。

まず最初に、事務局長と会計責任者のというところで質問でございました。そちらにつきましては、令和5年度に採用をさせていただいたときにですね、目標等を定めております。そして、令和5年度の末の時点で、その結果について、町の方に報告をしていただいておりますので、どのような目的で事業を進められたのか、そして結果がどうであったのかということ、町は把握している次第でございます。

そして2点目の人づくりでございます。人づくりににつきましては、今、介護保険の中でですね、生活支援体制整備事業ということで、生活支援コーディネーターを川辺町社会福

社協議会に配置をしております。そういったところで、要は民間の人だとか、あとはそのボランティアをどう活用するのかということ、一体的に町の方と、生活支援コーディネータの職員とですね、ともに月1回の連携会議等も進めておりまして、その中でいろいろ協議をさせていただいてるところです。まだこちらの方が、軌道に乗るまではもう少し早くですね、時間がかかるかとは思いますが、そちらの方もちょっと見守っていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） はい。社会福祉協議会に関しましては、経営改革という真っ最中でございますけれども、私自身の考えの中に、社会福祉協議会の経営体制は万全だというような多少、おごりがあったのかなあというふうに思っております。ここ2、3年、急激に悪化したのは、やはり経営の、社会福祉協議会内部の、経営体制がしっかりしていなかったということ。それから、会長を筆頭に理事会の皆様が、それに気づくのがちょっと遅かったというようなことが原因ではないかなというふうに思っております。

町と社会福祉協議会との関係ですけれども、先ほど健康福祉課長も申しあげましたように、町の方としては、どちらかと言えば法律に基づいて、四角四面の感じで進めていくようなイメージがございます。一方それに対して社会福祉協議会は、実際の高齢者や、或いは障害者や、そういった方々に直に接して、そのための援助といいますか、保護といいますか、それを与えていくようなイメージを持っております。ですから両者ともないと、川辺町の社会福祉が充実するってことは厳しいのではないかなと。健康福祉課の方では、やはり法律に基づいた組織づくりをしっかりとしていく必要があるし、社会福祉協議会の方は、実際の行動に移っていただくということでございます。

今年1月に能登半島地震が起りまして、多くのボランティアが現地に訪れましたけど、そういったボランティアセンターも、社会福祉協議会の大切な仕事で、現にトレーニングはしておるわけでございますけれども、もしあいつた大惨事が、自然災害が川辺町に起こった場合には、やはり社会福祉協議会が先頭に立ってボランティアセンターを作り、ボランティアの方々の差配ですね、をしていただく必要があるのかなあと思います。

結論的に言いますと、町と社会福祉協議会は、一体となって町の福祉行政を進めて参りたいというように考えております。

◎議長（桜井真茂君） 再々質問ですか。

◎9番（桜井芳男君） 再々質問、よろしいですか。

◎議長（桜井真茂君） はい。桜井芳男君のそれを認めます。

◎9番（桜井芳男君） 福祉課長に、別に詰め寄るわけじゃないんですが、先ほど一番最初に質問した中で、事務局長と会計責任者の“功罪”という言葉を使って質問しました。



再質問で、それはどういうふうに評価されてるかということは今の言葉の中ではなかったような気がするんですがそこら辺をちょっと。

◎議長（櫻井真茂君） 健康福祉課長 井戸陽子さん。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それではお答えしたいと思います。局長と会計責任者のということでございましたけれども、規程の方ですね、局長の役割、会計の役割というのが、社会福祉協議会の方に定められております。それに基づきまして、どこまで進捗しているのか、その役割を果たしているかということ、自己評価をしていただいたものでございます。以上でございます。

◎9番（櫻井芳男君） では、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（櫻井真茂君） 櫻井芳男君のそれを許可します。

◎9番（櫻井芳男君） 私が今回、昨年ですけれども、選挙に出ましたときに、公約などというような大げさなものではございませんが、地方自治体の中で中心になるのは社会福祉と、義務教育の、教育の問題だというふうにとらえております。川辺町は岐阜県でも、トップに値する住みよい街だという評価を受けている一面があるわけですが、これが後退するということは非常に、それをおとしめるようなものになるんじゃないかというふうと考えてます。

そこで、今回ちょっと愚痴的なことで所見を述べますが、まず事務局長、それから会計責任者を、こちらが予算を組みまして出しました。そして、それを面接した人が旧態依然の方3人が面接したということは、趣旨が伝わってるのかどうか。こちらが考えているのかどうかということは事実あったと思います。ただコストカッターで、やめる人、いいですよっていうふうにやれば、質が落ちるのは明らかです。だからそこら辺もやっぱり町として、確かに別組織ですけども、やっぱりその指導は必要だと。音頭をとるとこはもう町しかないわけですので。住民の方は、社会福祉協議会と町は一体だと思っておられます。だからそこら辺は事実違うわけですけども、そういうような認識で見えておられます。

今度の事務局長、給料をたくさん上げたというのは、前から出してるわけですからそこら辺の整合性がどうも、説明受けたのでしょうけれども私は頭に残っておりませんでした。

そういうようなことで、もう少し監視を強くするという言い方はおかしいんですけども、そういうような目線で、社会福祉協議会に対して、指導をされるというべきではないかと。議会は直接言えませんが、執行部にたたきつけるような形ですけども。

それともう1つ、県の社協に対する監査がございました。そのときに、すべてをこちらの方に知らせてもらうならともかく、一部は消したり、それは口頭でしたからということではおかしいわけです。文書に出してくることで、報告じゃありませんので、こちらは予算を税金を使って予算を組んでる中に、向こうがそのようなふうに認識してるということはおかしいわけです。だからそこら辺はきちっと把握していただいて、それで議会の

方に経過を説明していただくということは重要なことですので、その点について、今後も期待しておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、櫻井芳男君の一般質問を終わります。

議席番号1番 井戸三兼君。

◎1番（井戸三兼君） それでは、議長の許しを得ましたので、川辺町の少子化対策についての質問をいたします。

1990年日本の合計特殊出生率が1.57、これ1.57ショックと言ひますけれども、になりました。2022年には1.26となり少子化に歯止めが掛かりません。最近では1.2まで下がっております。平成30年から令和4年までの5年間の川辺町の合計特殊出生率は1.39ですが、『川辺町人口ビジョン（改訂版）』によると、合計特殊出生率を2030年までに1.8、2040年までに2.07に上昇させ2040年の人口が9,100人、2060年に8,100人を目指すとされています。そして、その対策として自然減対策と社会減対策が示されていますが、具体性が見えてきません。川辺町の子育て支援の実効性のある主なものは、現在のところ、町独自の対策である、「高校生までの医療費の無償化」、「川辺町定住促進助成金」、国の交付金事業である「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」、「川辺町低所得世帯支援給付金」くらいしか思い当たりません。

そこでお尋ねします。

1. ビジョンを作るだけでは、その効果は現れません。例えば、非婚化・晩婚化の対策とはどのようなものでしょうか。

2番目、川辺町人口ビジョンにある、「幼少期から人のつながり、町の良さを体感できる教育・遊びの場の提供」とは具体的にはどのようなものでしょうか。また、それに関連してポケットパークを各地に造る計画はどうなったのでしょうか。

3つ目、岡山県奈義町は、2012年に『子育て応援宣言』をし、妊娠・出産から高校生ままで手厚く支援を行い、2005年に1.41だった出生率を2019年には2.95にまで向上させています。低所得世帯ばかりでなく、子供は川辺町の宝という観点から全ての子育て世帯に支援すべきと考えますが、川辺町においてはどのような支援策があるのか、以上3点について回答を求めます。

◎参事（井上健君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 参事 井上健君。

◎参事（井上健君） それでは川辺町の少子化対策につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。少々長くなりますが、よろしくお願ひをいたします。

先般、厚生労働省より人口動態についての発表がされ、令和5年の出生数は、72万7,277人で、前年比4万3,482人の減少、また、全国平均の合計特殊出生率が1.2

0と減少しており、岐阜県においても1.31となるなど減少に歯止めがかからない状況となっております。

少子化に伴う人口減少は、労働者や消費者の減少による経済の縮小、社会保障制度における現役世代の負担増加、さらには地域社会の衰退など、我々、あるいは次世代の将来に大きな影響を及ぼす深刻な問題となっており、本年4月24日には民間の有識者で構成する「人口戦略会議」においても、全国で「744自治体に消滅の可能性がある」と指摘をされております。

合計特殊出生率の対象年齢である15歳～49歳の女性の絶対人口についても、減少が想定されることに加えまして、進学、就職による若年層、これは“結婚適齢期を迎える年代”でございますけれども、こういった方々の都市圏への転出も人口減少に拍車をかけております。また、適齢期の方が結婚しない理由といたしまして、一般的に「独身生活の継続」、「経済的不安」、「相応しい相手がいない」、「女性の社会進出」などが挙げられており、価値観やライフスタイルの変化、雇用の不安定化・経済格差の拡大などを要因とすることが考えられています。参考までに、男性・女性の初婚年齢でございますけれども、2023年で、男性は31.1歳、女性は29.7歳となり、さらには生涯未婚率も2020年の国勢調査では男性28.3%、女性17.8%と、男性は4人に1人、女性は約5人に1人は生涯誰とも結婚しないとの結果も出ております。

また、人生における結婚の必要性をめぐる価値観が多様化するなか、子どもをもつことに対しても変化がみられ、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」と考える一方で、「経済的な負担が増える」など、金銭的、時間的な負担を理由に計画的な考えをもつ方もみえることから、今後においては、子どもをもたない生き方を含めた多様な生き方・ライフプランを尊重したうえで、普及・啓発に努めなければならないと考えております。

それでは1点目の「非婚化・晩婚化の対策」についてでございます。前段で生涯未婚率が非常に高くなっていると、お話をさせていただきましたが、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」によりますと、若い独身男女では自身の将来の結婚の意思について、「いずれは結婚するつもり」と考える方が9割弱いることから、結婚を希望する方に対する支援として、岐阜県が提供する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」に川辺町も登録し、その窓口を本年6年4月より開設をいたしております。本事業は、「ぎふマリッジサポートセンター」が運営主体となりまして、現在、県内36市町村が加入し、1,500名の方が会員登録をしております。会員登録することで、ウェブサイト上から会員の情報、結婚に対する条件などが閲覧でき、会員同士のマッチングサイトやお見合いのサポートなど、独身者向けの結婚支援を受けることができるものとなっております。また、県内の高校を卒業後、県外に住所を有し県外の大学等に在学中で、Uターン就職を条件とする県事業の「清流の国ぎふ大学生等奨学金」や、町に住宅を建築していただく場合の「川辺町定住促進助成」の活用促進、先ほど申し上げました結婚相談事業の推奨と利活用につ

きまして、更なるPR等に努め、人口減少・少子化対策の一助となるよう、広く周知してまいりたいと考えております。

2点目の、川辺町人口ビジョンにある、「幼少期からの人のつながり、町の良さを体感できる教育・遊びの場の提供」はどのようなものかとのご質問でございますが、具体的には、ふるさと教育の拡充、これは、川辺町の郷土かるたであります「川辺かるた」の活用を通じて、子どもたちに郷土に対する愛着や理解を深めます。また、小学生や中学生を対象とした、カヌー教室やボート体験、八坂山や遠見山などの登山を児童生徒が体験し川辺町の里山の素晴らしさに触れるなどが挙げられます。こうした活動には町内各小中学校で取り入れられているコミュニティースクールによって、ふるさと教育の講師や、里山登山への支援、学校の環境整備など、学校の応援団として、地域の方々に大きくお力添えをいただいております。

以上のような、川辺町の人的、物的な地域資源を生かした活動により、子どもたちに人とのつながりや自然環境の豊かさを生活の中で感じられる教育・遊びの場を提供していきたいと考えております。

また、「ポケットパークを各地に造る」という点につきましては、総合計画の方では、ポケットパークの位置づけといたしまして、「防災機能と地域の憩いの場を確保するため、町民等の理解と協力を得ながら空き地等を有効に活用してポケットパーク等の広場を整備します。」としておりまして、町では、平成30年度にポケットパーク構想を策定し、令和3年度に「下麻生ふれあいパーク」を整備いたしました。この「下麻生ふれあいパーク」は、下麻生の皆さまを対象に令和元年度に3回のワークショップを開催し、ワークショップでは、憩い、交流の場、地域の活性化、健康維持、防災に備えるためなど、公園でやりたいことについて話し合い、整備の計画案を作成し、その後は、地元が主体となって行う日常の維持管理の方法や具体的なイベントの開催などの利用方法について話し合いがされました。本公園については、地元で組織する運営委員会と町で、地区公園の維持管理に関する協定書を締結し、ごみの収集、雑草の除草、簡易な施設修繕など運営委員会が行っております。なお、現在、町はポケットパークの整備の予定はございませんが、地域からの要望があり、立地条件等の検討と、今後の維持管理における地域の体制が確立される場合において、事業化に向けての協議・調整を図りたいと考えております。

3点目の、川辺町の子育て支援策について、でございますが、今年度から開設しました「川辺町子ども家庭センター」におきまして、母子保健、児童福祉の両機能の連携、協働を深め、川辺町のすべての妊産婦、子ども、家庭の切れ目ないサポートを実施しています。特に支援の必要な子どもや妊産婦等へは、相談窓口となり、サポートプランの作成や必要な支援メニューを関係機関へつなぐことを実施しています。また、経済的な支援としまして、出産子育て応援事業、高等学校就学準備等支援金、妊産期出生後検診費用助成、第2子以降出産祝金支給事業などにより必要な支援を実施しております。

議員仰せのとおり、岡山県奈義町においては、2012年に「子育て応援宣言」をした後、様々な施策によって出生率を向上させています。その支援施策の多くは、本町においても実施をしておりますが、奈義町においてはかなり充実をしております。例えば、高等学校等就学支援金につきましては、本町では入学時に準備金として3万円というところですが、奈義町では1人当たり年間24万円で3年間支給されます。また、本町には無く特筆できる事業としまして、在宅育児支援金がございます、在宅で育児をする保護者に対しまして、子ども1人当たり年間18万円支給されます。さらに、保護者に対する支援事業として、子育てをしながら空いた時間にちょっとだけ働きたいといった声に応えるため、しごとコンビニ事業というものを実施しており、町の中のいろんな仕事に対し、登録者とマッチングによりお小遣い稼ぎができる環境が整えられております。その他にも住む場所の提供として、賃貸住宅81戸、分譲住宅87戸を整備し、その建設に対しまして、民間の建設事業者に補助金を、支援をしております。また、令和4年度には企業誘致といたしまして、16区画を整備し、すべて完売しているということなど、一貫して子育て支援にこだわった結果が「奇跡のまち」といわれる所以でございます。

子育て支援は、他の自治体同様、川辺町においても重要な施策であるというふうに認識をしておりますので、第2期川辺町子ども子育て支援事業計画に基づき、「子どもがのびのび育つまちづくり」「子どもを楽しく育てるまちづくり」「子どもを地域で育てるまちづくり」の3つの基本目標に沿った既存の事業を着実に展開するとともに、岡山県奈義町など、子育て支援に先進的な自治体の施策を参考に、より効果的な事業となるようPDCAサイクルをしっかりと回して参ります。

今、国では「異次元の少子化対策」として、児童手当の給付拡充や医療保険と合わせて徴収する新たな財源「支援金制度」の創設などを盛り込んだ子ども・子育て支援法などの改正法が、6月に成立し10月1日から段階的に施行されます。このため、国を挙げて取り組む少子化対策の支援拡充に対する本町の体制づくりも必要となって参りますので、この点につきましても何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） はい。

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼くんの再質問を許可します。

◎1番（井戸三兼君） はい。大変、丁寧にお答えいただきありがとうございます。

岐阜マリッジサポートセンターなんかがあってですね、その下のところの下のところの、川辺定住促進助成の活用促進、ということでやっておられるわけですけど、どの程度の効果が、あるのか。この辺をちょっとお聞きしたい、ということと、子供を育てるにあたってですね、未満児の保護、預かり、これが一番お母さん方が求められてるところじゃないかなと思うんですね。子供を産みたくないという人は、どうしようもないんですけど、子供を産んで育てるときの経済的負担というのが、最も要望されること、要望されますって

どうか、経済負担がかかるというところが、解消されればですね、ある程度は、出生率も増えるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え方についてどんなふうにお考えか、まずお聞きしたいと思います

◎議長（桜井真茂君） 参事、井上健君。

◎参事（井上健君） それではまず1つ目のですね、定住促進助成金の効果がどのようなものかというご質問でございますけども、こちらにつきましてはですね、定住促進助成金を活用された方々に対してアンケート調査というものを実施をしております。どこから来られたのか、どうして川辺を選んだのかというようなことで、調査の結果が出ておるわけですけども、この中で定住促進助成金につきましても、聞いておりますけども、回答の中の結果としては、この定住促進助成金があるということで、ここに来たという回答は、非常に少なかったということを思っています。それよりもむしろ住宅の物件が多いとかそういったことが理由としてきているということで、この政策につきましてもですね、今このようにやってるわけですけども、そこはしっかりPDCAでサイクルでまわしまして、もう少し効果的にあるものの事業の方にまわしていけたらなというふうには考えているところでございますので、よろしく願います。

それから2つ目の子供の、産むにあたって一番支障となっていることとしては経済的な負担ということでございましたけども、こちらにつきましてはもちろんそういった認識は、当然、私も持っております、それに対してどうするかっていうことは、いろいろ考えているわけですけども、先ほど答弁の中でお話をさせていただきましたけど、今、国の方が、それに対してすごく積極的に実施をしているという中で、特に児童手当の給付金ですね、こちらの方がこの12月からかな、かなり充実をされてくるというところで、そういったことでまず町の方としてもそれしっかりやっていくと、いうことが必要なかなというふうに思いますしそれ以外でも、それに対するその財源を皆さんから求めていくっていうことが、これから出てくると思いますので、そういった財源によって、確か年間この子育て支援をするのに1兆円、国はかかるということで、その財源をどうするかという中で、そのうちの約2000億円を国の、国民の方から負担を求めるといようなことを言っておりますので、そういったことがどのようにこちらの方に影響していくかということも検討しながら、私どもは、さらに支援の方の拡充といいますか、そういった整備をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎1番（井戸三兼君） 再々質問。

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君のそれを許可します。

◎1番（井戸三兼君） はい。奈義町の件についてはですね、日本でも非常に先進的な取り組みをやってるということでお話しして、町の方でもいろいろと調べていただいたわけですけど、企業誘致もやっとなるんですね16区画。そんなん田舎だから企業が来ないんじゃないかなと思うんですけど、来るということは、川辺町でも企業誘致を進める必要性もあ

る。そうすると、人口も増え、子供も増えるということになると思うんですが、この辺については町長はいかがにお考えかお尋ねします。

◎町長（佐藤光宏君） はい、議長。

◎議長（桜井真茂君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 今回の議員からのご質問が、人口減少に対する少子化対策ということで、少子化に特化したご質問だったというように思っております。

人口を維持するために出生率最低でも2.06必要なんですね。考えてみると当たり前のことで、お父さんとお母さんがいて子供ができるんで、その子供が1人であれば、2人の人間から1人の子供なんで半分になりますよね。これは1.0の場合ですけども。そうすると、2人のお父さんとお母さんの下に、子供が2人以上ですね、2人で人口維持ですから、その子供さんが若年でなくなる可能性もありますし、様々な問題で2を保っていけない場合があるので、一応、計算では2.06になるというようなことが言われております。それは少子化対策についての1つの基準でございますけれども、人口減少についての全般的な話からすれば、もちろん企業誘致等も大きな効果のある政策だと思っております。かつて、いろいろ皆さんにお知恵をいただきながら、川辺町でも企業誘致に対する、検討させていただきまして、現在でも、企業誘致というか企業助成金を出しておりますので、企業さんにも来ていただきたいというのは本音でございます。

人口を今、1万人切った段階で、この先どういう人口動向を見せるのかというのは、注目に値するところなので、また皆様方からのお知恵も拝借しながら、人口問題に対しては精進して参りたいと思っております。

◎議長（桜井真茂君） しばらくお待ちください。

企業誘致を進めることはどのように動いてみえるかということをお尋ねですね。

企業誘致に向けた、町長の動き等があればここで述べてください。

◎町長（佐藤光宏君） 今、新しい企業を持ってくるというようなことは、今なされておりません。今、最近入ってきてくれた企業ですね、具体的な名前言うとなあれですけども、ある自動車部品を作ってる会社だとか、それから、テストコースを持っておるような会社もございますし、それから空調を作っておる会社もあるんですけども、そういった、川辺に入ってきてこられて、新しく増設したりなんかしたときに補助金を出しておるということで、新しい企業を呼び込むということはちょっと今停滞しております。これまでもその、企業誘致に関する計画は、しばしば作ったことあるんですけども、なかなか実行ができなかったというのが残念に思っております。以上です。

◎1番（井戸三兼君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（桜井真茂君） 井戸三兼君の、それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） お母さん方に聞きますとですね、未満児を預かってもらうときの金額が非常に高いと。内職やらアルバイトして、稼いでも全部そこに取られてしまうとい

うことで、未満児を預かるってのは大変な仕事で、人手もかかるということで、やむを得ないかなとは思いますが、そうすると未満児を預かるときに、仮に今の半分になれば、2人の子供を預けられる、と単純に思うわけですね。で、今、家庭がですね、親子3代住むという家庭が少なくなってきました、親に面倒見てもらって働くというのが我々の時代でしたけども、親に面倒見てもらえないからどっか預けるところがないかということで、未満児でも預かって欲しいなあという意見が多いんです。働いても、そこへ消えてしまう、1人だけでも消えてしまうということで、半分ぐらいになるといいのかなあと思いますので、そういうことも検討していただきたいなと思います。

それから給食費の無料化っていうのが、全国的に進んできておまして、40%ぐらいがやってるということですが、川辺町でも、小中の給食費の無料化に取り組んでいただきたいなと思います。

あと、奈義町の例を挙げましたんですが、議長、なんかの、視察なんかもしてですね、どうやってやってんのか、というところを見てきていただきたいなあというようなことをお願いしまして、わたしの質問を終わります。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。

ここで、議場内換気のため休憩を設けたいと思います。10時5分再開として、休憩いたします。

（休憩 午前 9時50分）

（再開 午前10時05分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。議席番号5番 佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） はい。

ただいま、議長より発言許可をいただきましたので、早速、質問に入ります。

私の質問は、ハラスメントについてです。

課長、そして生涯学習課にお尋ねいたします。ハラスメントについて2点質問をします。

ハラスメントは、現在50種類以上近く存在しますが、中でも皆さんがよく知っています「パワーハラスメント」、すなわち「パワハラ」と、「カスタマーハラスメント」、これを「カスハラ」と呼んでおります。この2つのハラスメントについて質問をします。

1点目は、パワーハラスメントです。パワハラは、職場内のこともありますが、我々が見ていないところでも色々な事が起きていると思います。例えば、例を挙げますと、子どもたちのクラブ活動もそうだと思います。監督、指導者の方々もついつい力んでしまい思いがけない言葉を発する事もあると思いますが、相手はまだ精神面的にも弱い子どもたちです。中には好きなスポーツをやめる子も出てくるかもしれません。そこで一度、監



督や指導者の方々とパワハラなどのハラスメント対策や、今の時代にふさわしい指導方法について、研修会等を設けたらどうかと思いますが、執行部のお考えをお聞きします。

次に、昨今話題となっていますが、顧客が従業員に理不尽な要求をする「カスタマーハラスメント」、先ほど申し上げました「カスハラ」でございます。これは企業ではなく、役場職員が被害者となるケースも考えられ、心の病気を発症することにもなりかねません。そこで2点目の質問として、現在東京都ではカスハラ防止条例の制定を目して動いているとのことですが、川辺町では職員を守る為の対応マニュアルの策定や職員からの相談窓口の設置、その他予定されている防止対策など、町としてのお考えをお聞きします。

以上、ハラスメントについて、2つの質問に回答を求めます。

◎生涯学習課長（佐伯毅彦君） はい。

◎議長（桜井真茂君） 生涯学習課長 佐伯毅彦君。

◎生涯学習課長（佐伯毅彦君） それでは、佐伯議員からの質問がありました「ハラスメントについて」の内、1点目のパワーハラスメントについて生涯学習課からお答えをします。

生涯学習課の所管するところでは、スポーツ少年団の指導者や中学校の部活動指導員が対象になると考えられます。令和5年度末現在、川辺町には4団体のスポーツ少年団があり、それぞれの団体に登録している指導員をあわせて9名います。スポーツ少年団の登録については日本スポーツ少年団により登録要件が示されており、そこにはスポーツ少年団の理念を学んだ指導者が2名以上必要とされています。この理念を学んだ指導者というのが、日本スポーツ協会公認のスタートコーチなどのですね、資格取得者になります。この要件を満たした団体のみがスポーツ少年団としての活動が認められております。

一方で中学校の部活動指導員については、現在、町の会計年度任用職員という位置づけで、顧問の代わりに単独で部活動の指導や試合などの引率を行うことができる者として、令和5年度末現在18名を任用してございます。この部活動指導員についても、同様に、日本スポーツ協会公認のスタートコーチやコーチ1・コーチ2などの資格を積極的に取得いただいています。このスタートコーチやコーチ1・2については、スポーツ少年団や部活動において協力して安全で効果的な活動を提供するための資格であり、その講習内容には体罰やハラスメントなどの反倫理行為の排除についても含まれております。

子どもたちのスポーツに対する価値観も多様化しておりまして、指導においては競技力の向上のみならず、常に新しい時代に適した関わりが求められています。

指導者の皆様には、今後も日本スポーツ協会公認資格の更新や上位資格の取得を促進するとともに、県や地区が開催をいたします研修会への参加や、町が独自に行う研修会の開催についても検討し、ハラスメントの防止に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎総務課長（重本佳明君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） それでは、佐伯議員からご質問のありました「ハラスメント」の内、2点目の「カスタマーハラスメント」について総務課からお答えさせていただきます。

議員、ご指摘のとおり、近年、顧客が従業員に理不尽な要求をする「カスタマーハラスメント」が問題となっております。厚生労働省が実施した「令和2年度職場のハラスメントに関する実態調査」によると、企業に対する調査では、過去3年間に顧客等からの著しい迷惑行為の相談があった企業の割合は19.5%、また同調査の労働者に対する調査では、過去3年間に勤務先で顧客等からの著しい迷惑行為を一度以上経験したと回答した割合は15.0%となり、こうした行為に悩む企業、労働者は少なくありません。

カスタマーハラスメントとは、顧客からのクレーム全てを指すものではなく、顧客からのクレームには、サービス等への改善を求める正当なクレームがありますが、過剰な要求を行う、サービスに不当な言いがかりをつけるなど悪質なクレームもあります。

令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業者の義務となりました。これを踏まえ、令和2年1月には、「事業主が職場における優位的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が厚生労働省より示され、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

本庁におきましても、窓口における長時間の拘束や長時間の電話、大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返しなどといった行為がしばしば発生しており、カスタマーハラスメント対策の強化は急務であるといえます。現在、本庁の取組といたしましては、職員の名札をフルネームから名字のみへ変更、庁舎及び中央公民館の電話の通話録音、職員向けの研修、ポスターの掲示、庁舎内での動画撮影の禁止などを行っております。これらの取組を行うことにより、個人情報の特定制及びプライバシー侵害の防止、通話録音においては着信時に録音を行っている旨のメッセージを流すことによりカスハラを抑止力につながると考えております。また、相談窓口につきましては、衛生管理者を置きいつでも相談できる体制も整えております。

今後も引き続き職員に対して、カスタマーハラスメント対策の基礎知識や現場で対応する際のスキルなどを習得する研修を実施していくとともに、対応マニュアルの策定につきましても準備していきたいと考えております。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君の再質問を許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） はい。ただいまの答弁の中に、カスハラ対策、いわゆるフルネームから名字だけにする、そして、電話録音をする、などなどの対策が講じられておりましたが、1つ私が聞きたいのは、庁舎内に防犯カメラをつけるということではできないものかと。その点どうでしょうか。

◎総務課長（重本佳明君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） はい。ただいま佐伯議員から、防犯カメラの設置についてどうかということのご質問がありました。

防犯カメラが設置につきましては、その設置、カスハラ行為の抑止力が働き、かつ、正当性の主張も可能にもなるため、特に窓口対応をする職員にとっては大きな安心感にも繋がるものと思っております。また、防犯カメラを設置しているというスタンス自体が、組織、川辺町役場として職員を守る姿勢であること、すなわちカスハラを受け入れないという、断固とした指針を持っていることを示すことにも繋がると思っております。そういう点でも、防犯カメラの設置は、カスハラ対策の有効なツールになり得るものと認識しております。従いまして、今後も職員の安全健康を守るべく、カスハラ対策は進めていくつもりでございますが、この防犯カメラの設置についても、選択肢の1つとして導入を検討していきたいと考えております。以上です。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 佐伯雄幸君のそれを許可します。

◎5番（佐伯雄幸君） 本当にいろいろなハラスメントがあります。我々も考えさせられるところがあります。前段の少年団、教育、生涯学習課の答弁、確かに、指導者、コーチの研修も今後も確かに必要になってくると思いますが、やはりその他にも、保護者会での話の場も私は必要になってくるのではないかと考えております。やはり、親御さんたち、そして指導者、コーチの方が1つの目的をやり遂げたとき、みんな一緒にやっぱり、喜びを分かち合う。そのためには、お互いの理解があってこそだと私は思っております。

また、後段のカスハラにつきましては、僕は役所ばかりではなく、教育現場でも起こりうることだと思っておりますが、やはり、働きやすい環境対策をしていくことで、皆さん、笑顔が見えてくると私は思っております。

ともに考え、行動するまちづくりの一環として、皆さんからの信頼性が高まっていく対策をぜひ願い、私の質問を終わらせていただきます。

◎議長（桜井真茂君） 以上で佐伯雄幸君の一般質問を終わります。

議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番(市原敬夫君) 議長より許可をいただきましたので、川辺町里地里山整備団体補助金について、産業環境課に質問をいたします。

大切な農地や山林の保全活動を支援する制度として、「川辺町里地里山整備団体補助金」がありますが、その制度の現状と課題について質問をいたします。

高齢化が進み、農業を営む人もだんだん少なくなり、休耕地が目立つようになりました。そのため、里地里山整備団体補助金が創設され、農地・山林等の維持管理に支援が行われていますが、その活用実績は、令和5年度わずか2件となっております。この制度は、地域において3名以上で組織し、事前に計画書を作成し、作業終了後、作業実績報告書に係書類を添えて提出することによって、年間10万円を限度として燃料代、消耗品などの実費が支払われます。休耕地が多く、草刈りなどの必要性は多いと思われそうですが、利用が少ないのは、この事業がまだ浸透していないこともありますが、申請書類が煩雑であることも大きなネックと考えられます。個人所有の農地は、当然自己管理すべきと考えますが、地域の町道、農道沿いの法面にも雑草が茂っています。本来、町道は、町が維持管理すべきですが、現実にはできないのが実態で、地域の方が除草しております。この町道の法面などの維持管理は、この補助金の対象外と考えますが、町内の環境美化維持の視点からも、この事業の対象として含め、活用することも必要と考えます。折角制度としてスタートしたものを、広く活用してもらい、本制度の目的である街の景観や農地等の機能維持を高めるために以下の点について、質問をいたします。

1、公金を助成支給するため、書類の形を具備する必要はあると思いますが、提出書類をできるだけ簡素化し、作業が終わった時の実績報告を重視するなど、利用者が使いやすいよう申請書類の簡便化を検討する考えはないか。

2つ目。申請書類については、個々の作業毎の計画申請ではなく、年間計画書を提出し、12月中に年間の作業実績報告書を提出することも認める考えはないか。

3つ目。本制度に町の管理する町道法面、農道法面なども対象に含める考えはないか。

4番目。本制度の対象者に自治会組織も含め、地域の除草等を地域のみinnで進めるため、自治会が申請者となり、地域内の環境維持を図る事が考えられるが、それについてどうお考えか。

5つ目。補助金の対象に草刈り機本体の購入費も含め、その機器管理は、自治会の場合、自治会が行う。またグループの場合は、町の貸与とし、管理することなどが考えられるが、それについてどうお考えか。

最後に、これらによって、本事業の有効活用と地域の環境整備を推進するために、制度の一部見直しをすべきと考えるが、当局はどうお考えか。

以上6点について回答を求めます。

◎産業環境課長(井戸績君) はい、議長。

◎議長(桜井真茂君) 産業環境課長 井戸績君。

◎産業環境課長（井戸績君） それでは、川辺町里地里山整備団体補助金についてお答えいたします。

町内においても、休耕地が目立つようになっているなか、農地の保全管理活動にご尽力いただいている地域の皆様には、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

しかしながら、作業をされる方の減少や高齢化に加え、昨今の燃料や物価の高騰も影響し、地域自らでの活動が厳しい現状であることは認識しております。

このため、地域活動を支援し、地域の皆様の負担を軽減するため、「川辺町里地里山整備団体補助金」を、令和5年度に新たに創設したものです。

議員ご指摘のとおり、令和5年度の当補助金を活用した実績は2団体、活動回数は6回と、活用団体は少ない状況です。当事業が浸透していないことも、活用団体が少ない要因の1つであると考えられるため、反省すべきところです。今後、活用の促進に向けたPRに努めていく所存でございます。

それでは、議員ご質問の1つ目の「申請書類について、利用者が使いやすいよう簡便化を検討する考えはないか」についてですが、議員もご存知のとおり、補助金は、その目的を達成するために支給する公金であります。当補助事業は、町独自の事業のため、国および県からの補助金はございません。補助金を交付する担当課としては、申請の内容が補助要件に適しているかを審査する必要があります。現在の補助要綱で定めております添付書類については、活動内容が「いつ」「どこで」「誰が」「何を行うか」、活動費用は「何に」「いくらかかるか」など、「補助要件を満たしているか」「補助対象となる経費か」を審査するに必要な項目であり、簡便化は適切な審査を困難にするものであるため、簡便化は考えておりません。しかしながら、添付書類が複雑かつ膨大となることは、利用者の負担を増やすこととなりますので、書式の簡素化や書式の提供、書類作成におけるアドバイスなど、書類作成に伴う利用者の負担の軽減に努めております。

2つ目の「作業ごとの計画申請でなく、年間の計画書および実績報告書の提出を認める考えはないか」、4つ目の「自治会が申請者となり、地域内の環境維持を図ることについてどう考えるか」についてですが、いずれのご質問も要綱上問題はないものと考えております。申請および実績報告書は年間の事業として提出されても問題ありません。また、要綱において「補助対象者は、町内に住所を有する者が3名以上いる団体」と定めておりますので、3名以上であれば自治会が申請者でも問題はございません。実際、令和5年度に活用された2団体のうち、1団体は自治会単位で申請されております。また、2団体とも一定の期間内に複数回実施の計画で申請および実績報告書を提出されております。

次に、3つ目の「町が管理する町道法面、農道法面も対象に含める考えはないか」についてですが、本事業は「所有者等により管理がされていない農業用資源と山林資源の保全管理に係る活動」に対する補助事業であるため、厳密には、町道法面については補助対象外でございます。しかしながら、農道や山林、ここでは合わせて農林地とさせていただきます。

ますが、これらに隣接した法面については、町道分と厳密に区分けすることは難しく、また、農林地を保全管理するうえで必要不可欠なものであると考えられます。また、農林地のみを整備し、法面の草は繁茂している状態では、「良好な景観」「生物多様性」「災害防止」など、農林地がもつ多面的な機能の維持向上とは言えないと思われます。このため、農林地に隣接した法面であれば、補助の対象であると考えております。また、町道につきましては、補助の対象施設としておりますので、町道法面は補助の対象に含んでいただいて結構です。なお、農林地に隣接していない町道につきましては、基盤整備課が行っております公共施設維持管理届に伴う燃料の支給もございますので、これらを活用しつつ、地域の良好な景観の維持をお願いいたします。

5つ目の「補助金の対象に草刈り機本体の購入費を認め、管理は自治会の場合は自治会が行い、グループの場合は、町の貸与とし、管理することはできないか」についてですが、本事業は、地域の方が活動するうえで、個人の負担となる、草刈り機の燃料や消耗品、傷害保険等の保険料など活動に要する費用に対して補助することにより、活動費の負担を軽減するものでございます。草刈り機等の自治会の資産となり得る備品の購入および貸与については今のところ考えておりません。そのため、機械レンタル料についても補助対象としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

6つ目の「制度の見直し」についてですが、冒頭でも述べさせていただきましたが、本事業は令和5年度に新たに創設した事業であり、今年度で2年目です。また、現行制度では補助額の上限は定めておりますが、補助対象経費の全額を補助するものとしております。今後、様々な団体が当事業を活用していく中で、要望やご指摘もあると思われます。当面は現行の制度を継続し、当事業を活用した団体から要望やご指摘をいただいた際には検討したうえで、活用しやすい制度に見直しを行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本事業が、地域の皆様による地域の保全管理活動への積極的な取り組みのきっかけとなり、加えて保全管理意識の向上に繋がればと考えておりますので、当事業へのご理解ご協力を切にお願い申し上げまして、以上6点について、私からの答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（桜井真茂君） 市原敬夫君の、それを許可します。

◎7番（市原敬夫君） 私は、どんなことでも、何のために、という目的があり、その目的を達成するためにどうするかということが大事だというふうについていつも思っております。

「できない」という結論を出さずにやる方法はないか。前向きな取り組み姿勢が、大事であるというふうを考えております。今、ご答弁をありがとうございました、令和5年度からスタートしたこの事業が、今後、利用者のいろいろな声を反映させながら、制度の改善に努め、各地域に浸透し、川辺町内の里地里山が整備され、美しいまちづくりが進むことを求めて質問を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時ちょうどといたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」から、日程第8 議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの、7議案を一括議題といたします。ただいま議題といたしました7議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託されておりますので、総務委員会委員長から、審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 佐伯雄幸君。

◎総務委員長（佐伯雄幸君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第23号から議案第29号までの審査結果は、お手元の審査報告書の通りです。審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」、議案第24号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」、議案第25号「令和6年度川辺町一般会計補正予算（第1号）」、議案第26号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第27号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第28号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」。本委員会は付託された議案第23号から議案第29号までの議案につきましては、いずれも全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された7議案について、6月4日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ36件あまりの質疑に対する応答を行いました。

6月6日に、討論、採決を行った結果、7議案については、報告書にあります通り、いずれの議案についても、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

以上で総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（桜井真茂君） 御苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで、委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとを議題とします。

議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「川辺町税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和6年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(桜井真茂君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)



◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和6年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和6年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和6年度川辺町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和6年度川辺町下水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、大変失礼いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は、追って連絡をさせていただきます。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前13時00分）

◎議長（桜井真茂君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎2番（平岡正男君） 議長、動議。

◎議長（桜井真茂君） 議席番号2番、平岡正男君。

◎2番（平岡正男君） はい。福島地内、企業進出の地元説明会において、町長からの不  
適当な発言があったことに対し、問責決議をしたいので発議いたしたいと考えます。

◎議長（桜井真茂君） 賛成者いますか。

◎2番（井戸三兼君） はい。

◎議長（桜井真茂君） はい。ただいま、平岡正男君から、佐藤光宏町長に対する問責決  
議の動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので成立いたします。  
よって、本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決をいた  
します。本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて、賛成の方  
は起立を願います。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） お座りください。起立多数です。従って、佐藤光宏町長に対する  
問責決議について、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

本定例会開催中に、町長から、議案第30号「川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改  
修工事請負契約の締結について」、議案第31号「棚昇降式食器消毒保管器（蒸気式）購入  
契約の締結について」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議  
の会期日程等議会の運営に関する事項についての、閉会中の継続調査申出書が提出されま  
した。これを日程に追加し、追加日程第2として、議案第30号「川辺町庁舎、保健セン  
タートイレ設備改修工事請負契約の締結について」を、追加日程第3として、議案第31  
号「棚昇降式食器消毒保管器（蒸気式）購入契約の締結について」を、追加日程第4とし  
て、議会運営委員会の閉会中の継続調査を議題にしたいと思います。ご異議ございません  
か。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。従って議案第30号「川辺町庁舎、保健セ  
ンタートイレ設備改修工事請負契約の締結について」と、議案第31号「棚昇降式食器消  
毒保管器（蒸気式）購入契約の締結について」と、議会運営委員会の閉会中の継続調査を  
日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。資料をお配りしますので、しばらく  
お待ちください。

配付漏れはありませんか。

追加日程第1、発議第1号「佐藤光宏町長に対する問責決議案」を議題といたします。  
本案について提出者の説明を求めます。議席番号2番 平岡正男君。

◎2番（平岡正男君） はい。佐藤光宏町長に対する問責決議。

福島地内の企業進出について、先日、断念したとの説明があった。この計画については、町が企業との間に入り説明会等を開催された。町からの説明では、企業進出ということで、企業側からのアプローチである旨の説明をあったが、町が説明会の橋渡しをして、町民は事業の成功に大きな期待をしていたことをと考えると、今回の事業断念は誠に残念で、町民の落胆も大きく、今後の農業意欲の回復にも大きな影響があると懸念する。

町長は、説明会の中で、「この件が失敗に終わったらどう責任をとるのか。」の質問に対し、「成功したら何かご褒美はいただけますか。」と回答された。これは、大切な土地を提供し、川辺町の発展の一助にと考えていた町民の方に対して、大変失礼な発言だと考える。

よって、今回の発言は、町政運営の最高責任者としての自覚が欠如しており、町民の不安と失望を招いたものとして責任を強く問うものである。以上。

◎議長（桜井真茂君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

◎5番（佐伯雄幸君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 議席番号5番、佐伯雄幸君。

◎5番（佐伯雄幸君） はい。この文書の中で、責任をとるか、ご褒美もらえるか、ちゅうことですが、僕はこれは1つの、買い言葉に売り言葉だと思っておりますので、この件に対しては僕は反対をします。

◎議長（桜井真茂君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

◎9番（櫻井芳男君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 議席番号9番、櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 私は、ブラックユーモアで、私的には理解ができましたけれども、地権者の方は必死の状態であったところの、この発言、この冗談は通用しないと思いますので、これについて問責決議に賛成いたします。以上です。

◎議長（桜井真茂君） 他、討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） これで討論を終わります。

これより、採決をいたします。原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（桜井真茂君） お座りください。賛成多数ですので、従って、発議第1号「佐藤光宏町長に対する問責決議」は原案の通り可決されました。

追加日程第2 議案第30号「川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。

◎総務課長（重本佳明君） 議長。

◎議長（桜井真茂君） 総務課長 重本佳明君。

◎総務課長（重本佳明君） 議案第30号「川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事請負契約の締結について」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか  
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。お諮りします。本案については原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。従って、議案第30号「川辺町庁舎、保健センタートイレ設備改修工事請負契約の締結について」は、原案の通り可決されました。

追加日程第3 議案第31号、「棚昇降式食器消毒保管器（蒸気式）購入契約の締結について」を議題といたします。本案についての説明を求めます。教育支援課長 鈴木秀樹君。

◎教育支援課長（鈴木秀樹君） 議案第31号「棚昇降式食器消毒保管器（蒸気式）購入契約の締結について」について説明

◎議長（桜井真茂君） これより質疑を行います。質疑はございませんか  
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。お諮りします。本案については原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。従って、議案第31号「棚昇降式食器消毒保管器（蒸気式）購入契約の締結について」は、原案の通り可決されました。

追加日程第4「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。お諮りします。議会運営委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（桜井真茂君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。  
町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、私に対する問責決議ということで、町長としての言葉の重み、そして真実性、そういったことを、議会の皆様から教えていただいたような気がいたします。町長としての言葉遣い、話しぶり、その他につきましてはやはり町民の皆様にも影響することがございますので、以後、改めて注意させていただきたいと存じます。ありがとうございました。

今日、閉会になりますが、今後、川辺町の季節がやって参ります。あと42日後、7月の26、27、28の3日間が、全日本中学選手権競漕大会。3日間の予定で行われます。

8月10日には、川辺おどり花火大会。これにつきましては、主催が、川辺おどり花火大会実行委員会が主催で、共催が商工会、商工会青年部、川辺町と、3頭立ての馬車で進むということになって参りました。商工会の方も、なかなか厳しい人員体制でございまして、町としても、川辺のイベント、大イベントを続けていきたいということで、共催にさせていただいたところでございます。

それから8月15日が下麻生の水神まつり。さらに9月6日、7日、8日、3日間で、全国ボート場市町村交流レガッタ。これが鹿児島県薩摩川内市で行われます。

さらに、9月14日には青少年主張大会、青少年育成の集い、そしてさらに、10月の20日には、去年より始めました「KAWABE MOUNTAIN FES. FUMOTO」を、これを今年もブラッシュアップして行いたいと思っております。

夏から秋にかけて、川辺の魅力を内外に十分に発揮して、岐阜県1の住み続けたい町の、魅力を皆様に訴えたいというように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても真剣な議論をいただきましたこと、改めまして、お礼を申し上げます。感謝の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（桜井真茂君） これをもちまして、令和6年第2回定例会を閉会とします。

（閉会 午後 2時20分）